

SAGA PAPA 育休アシスト奨励金に関する Q&A

【育児休業について】

Q1. 対象となる育児休業はどのようなものですか

A1. 育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（出生時育児休業を含む）が対象となります。（要綱第2条）

なお、次の休暇等は対象外です。

- ・年次有給休暇
- ・育児目的休暇、子の看護等休暇
- ・特別休暇 など

【対象事業主について】

Q2. 本社は県外にありますが、支給対象になりますか

A2. 育児休業取得者が勤務する事業所が佐賀県内にあれば対象となります。

Q3. 個人事業主は申請できますか

A3. 要綱第4条の要件を満たせば、個人事業主も申請できます。

Q4. 社会福祉法人も申請できますか

A4. 要綱第4条の要件を満たせば、社会福祉法人、NPO法人、医療法人、学校法人、一般社団法人、事業協同組合等も申請できます。

Q5. 支店、営業所、工場は申請できますか

A5. 同一の法人であっても、各事業所（支店、営業所、工場等）に採用や人員配置の権限がある場合は、事業所の単位で申請ができます。

Q6. 国や他の自治体等から、同様の趣旨の奨励金等を受給している場合でも申請
できますか

A6. 申請可能です。ただし、国や他の自治体等においては、同様の趣旨の奨励金等
が併給される場合、支給額が減額調整される場合があります。

【SAGA WOMEN'S ACTION について】

Q7. SAGA WOMEN'S ACTION (女性の活躍推進佐賀県会議) とは何ですか

A7. 働きたい女性が個性や能力を発揮し、イキイキと活躍する佐賀県づくりの
ために経済団体、地域社会が一体となって、取り組んでいるプロジェクトです。

<SAGA WOMEN'S ACTION ホームページ>

<https://www.juw-saga.jp/sagawomensaction/>

Q8. 自社がSAGA WOMEN'S ACTION (女性の活躍推進佐賀県会議) に会員
登録されているか確認したい

A8. 下記のリンク先で会員登録されているか確認できます。

<会員登録企業・団体一覧>

<https://www.juw-saga.jp/member-list/>

Q9. SAGA WOMEN'S ACTION (女性の活躍推進佐賀県会議) の会員登録の
方法を知りたい

A9. 下記のリンク先から会員登録できます。

(注) 奨励金の申請には、会員登録後に自主宣言登録が必要です。(Q10・11 参照)

<登録フォーム>

<https://www.juw-saga.jp/member-form/>

Q10. SAGA WOMEN'S ACTION (女性の活躍推進佐賀県会議) の何を自主宣言すればよいか

A10. 自主宣言には次の2区分があり、それぞれ1項目以上の登録が必要です。

①女性管理職比率・数の向上

②女性が活躍しやすい社内制度の整備や教育の充実等

奨励金を申請する場合は、②に「男性社員の14日以上の子育休取得を目指します! (※)」の自主宣言を登録(新規・追加)してください。

※表現が異なっても、男性労働者に14日以上の子育休取得を促す旨が明示されていれば、申請できます。

<自主宣言企業・団体のご紹介>

<https://www.juw-saga.jp/jishusengen-list/>

Q11. SAGA WOMEN'S ACTION (女性の活躍推進佐賀県会議) の自主宣言登録をしたい

A11. 下記の宣言フォームから登録できます。

<宣言フォーム>

<https://www.juw-saga.jp/sengen-form/>

【対象となる男性労働者の育児休業取得者について】

Q12. 親族が経営している会社で、経営者以外の親族が育児休業を取得した場合は対象となりますか

A12. 育児休業を取得予定の方（経営者以外の親族）が労働基準法第9条に規定する「労働者」に該当し、雇用保険の被保険者として雇用されている場合は対象となります。

Q13. 非正規雇用の労働者（パート、派遣、契約社員等）は対象になりますか

A13. 要綱第5条の要件を満たせば、非正規雇用の労働者も対象となります。

Q14. 外国人の労働者は対象になりますか

A14. 要綱第5条の要件を満たせば、外国人の労働者も対象となります。

Q15. 県外に居住している場合、対象になりますか

A15. 県内に所在する事業所に勤務している場合、対象になります。

Q16. 会社の役員は対象になりますか

A16. 労働基準法第9条に規定する「労働者」に該当し、雇用保険の被保険者として雇用されている場合、対象になります。

Q17. 派遣労働者の場合、派遣元と派遣先のどちらの事業所が対象になりますか

A17. 派遣労働者が雇用契約を結んでいる事業所から申請してください。

Q18. 育児休業取得者が複数人いますが、復職時期が異なります。一括で申請が必要ですか。

A18. 一括で申請する必要はありません。育児休業取得企業奨励金（定額20万円）は、育児休業取得者の人数に関わらず、1対象事業主あたり1回まで申請ができます。育児休業取得者手当奨励金は、支給額（育児休業取得企業奨励金を受給した場合、合算した金額）の累計が、年度あたり100万円に達するまで複数回申請できます。

【育児休業の取得について】

Q19. 育児休業を分割取得した場合、対象となりますか

A19. 分割取得した育児休業期間が通算14日以上の場合、対象となります。

（例示1）

施行日 4/1	5/1～7	5/8に復職	8/1～7	申請可能時期 8/8から起算して4か月以内（12/8まで）
休業開始前	1回目 育児休業 （7日間）	復職	2回目 育児休業 （7日間）	復職

Q20. 年度をまたいで分割で育児休業を通算14日以上取得した場合、対象になりますか

A20. 施行日（令和7年4月1日）以降に通算14日の育児休業を取得した場合、支給対象となります。

（例示2）

施行日前 2/1	施行日前 2/10	施行日 4/1	5/1～5/14	申請可能時期 5/15から起算して4か月以内（9/15まで）
1回目 育児休業 （10日間）		復職	2回目 育児休業 （14日間）	5/15に復職

Q21. 休日・祝日は通算14日以上の子育て休業期間に含まれますか

A21. 子育て休業期間中の所定の休日・祝日も子育て休業の日数に含めます。

Q22. 子育て休業期間中に勤務した期間は含まれますか

A22. 子育て休業期間中に一時的・臨時的に就労した期間は奨励金の対象にはなりません。

【子育て休業取得者手当奨励金の対象となる取組について】

Q23. 子育て休業給付金とは別の「手当等」とは具体的にどのようなものですか

A23. 子育て休業取得者に対し、子育て休業の取得による収入減を補填することを目的として、給付金に上乗せして支払うものをいい、名称は問いません。

【支給申請の手続きについて】

Q24. 申請はいつから可能ですか。申請期限はいつまでですか

A24. 通算14日以上の子育て休業を取得し、復職した日から申請が可能です。申請期限は復職の日から起算して4か月以内又は当該復職日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までとなります。

Q25. 奨励金対象者が3月に復職する場合、いつまでに申請書類を提出したらいいですか

A25. 奨励金対象者が復職した日が属する年度の3月31日が申請期限となります。3月に復職を予定している場合、申請期間が短くなりますので、事前にお問い合わせください。

Q26. 常時雇用する労働者数はどのように確認すればいいですか

A26. 申請時点で労働者名簿に記載されている人数を記載してください。

Q27. 育児休業を分割取得した場合、「復職した日」はいつになりますか

A27. 直近の育児休業後に就業を再開した日を「復職の日」とします。

Q28. 「育児休業取得者手当奨励金の対象となる手当等」が育児休業期間外に奨励金対象者に支払われた場合、同奨励金の対象になりますか

A28. 育児休業期間外に支払われた手当等であっても、奨励金対象者の育児休業期間中の収入減を補填する目的で支給された手当等であれば、奨励金の支給対象となります。（育児休業の取得期間、社内規程及び手当の支払状況等を確認し、奨励金の対象となるか審査します。）

Q29. 「賃金月額」「育児休業給付金の支給金額」「育児休業給付金の支給日数」の確認方法を教えてください

A29. ハローワーク（公共職業安定所）から事業主に通知される「育児休業給付金支給決定通知書」に記載されています。

Q30. 申請書類はどのように提出したらいいですか

A30. 下記までメール又は郵送で提出をお願いします。

【提出先】 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県男女参画・女性の活躍推進課
TEL:0952-25-7062 FAX:0952-25-7338
E-mail: danjo-katsuyaku@pref.saga.lg.jp

【添付書類について】

Q31. HAPPY CARD はどのように使えばいいですか。どこでもらえますか

A31. HAPPY CARDは、上司が子育てを応援するメッセージを記入し、育児休業取得者に直接交付してください。

HAPPY CARD は下記ホームページからデータをダウンロードし、名刺印刷用紙等に印刷してご利用ください。

○HAPPY CARD のダウンロードページ（県ホームページ）

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00382649/index.html>

必要部数を郵送することもできます。下記担当にメール又は電話で（1）郵便番号（2）住所（3）事業所名（4）担当者氏名（5）電話番号（6）必要部数をお知らせください。

【担当】 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号

佐賀県産業人材課 人材活躍推進担当

TEL:0952-25-7100

E-mail: sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

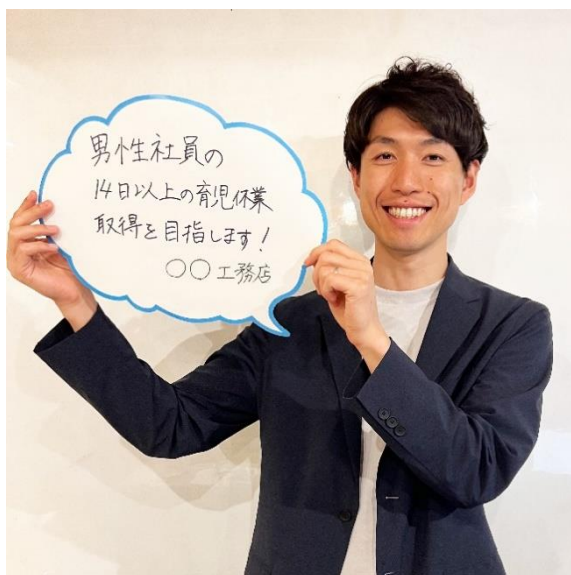
Q32. 「男性労働者に通算14日以上の子育て休業を取得させる旨を宣言する交付対象事業主の画像等」とはどのようなものですか。

A32. 交付対象事業主の代表者が、SAGA WOMEN'S ACTION（女性の活躍推進佐賀県会議）で自主宣言した内容（男性社員の14日以上の子育て休業取得に係る宣言のみ）と事業所名を記載した用紙等を掲げた画像のことです。以下の例を参考にして撮影した画像データ等を提出してください。

自主宣言目標の例

「男性社員の14日以上の子育ち休業取得を目指します!」〇〇会社

画像等の例



画像等の作成ルールについて

- ・法人代表者等が1人で映っていること
- ・顔全体が映っていること
- ・事業所名を確認できること
- ・自主宣言目標の内容を確認できること
- ・様式は5種類の中から1つ選び、A3用紙に出力して使用すること。

提出された画像等は編集し、県のホームページ等で公表する予定です。

様式は下記のリンク先からダウンロードできます。

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji003112840/index.html>